



參考資料

参考資料

(1) 今治市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職	区 分
飯塚 平吉郎	光生病院医師（今治市医師会）	学識経験者
○山内 美知	正光会今治病院医師（今治市医師会）	
丹下 甫澄	今治市民生児童委員協議会会長	
越智 正規	今治市社会福祉協議会常務理事	
◎眞鍋 誠子	今治明德短期大学教授	
篠塚 忍	愛媛県立今治特別支援学校教頭	障害者団体
矢野 信子	今治市手をつなぐ育成会副会長	
眞部 昇三	今治市身体障害者福祉会事務局長	
眞鍋 年郎	来島家族の会事務局長	
長野 千津美	今治福祉園園長（社会福祉法人来島会）	障害福祉事業関係者
平木 修治	障害者支援施設今治療護園施設長 （社会福祉法人 今治福祉施設協会）	
高橋 亜土	特定非営利活動法人ぽこあぽこ・はあと理事長	
合田 泰	今治公共職業安定所 雇用指導官	行政関係者
富田 直明	愛媛県東予地方局 今治保健所長	

◎は会長 ○は職務代理者

(2) 今治市障害者施策推進協議会条例

平成 20 年 3 月 31 日
条例第 18 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、今治市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員の要件を失った者は、その職を失う。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。
2 会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 13 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 今治市障害者施策推進協議会開催の経緯

年 月 日	主 な 内 容
平成 25 年 7 月 10 日	平成 25 年度第 1 回今治市障害者施策推進協議会 (1) 障害福祉計画の進捗状況について (2) 障害者総合支援法について (3) その他
平成 26 年 2 月 24 日	平成 25 年度第 2 回今治市障害者施策推進協議会 (1) 次期計画について (2) 今治市障害者施策推進協議会委員の改選について (3) 障害者総合支援法について (4) その他
平成 26 年 6 月 2 日	平成 26 年度第 1 回今治市障害者施策推進協議会 会長の選出 (1) 障害者計画及び第 4 期障害福祉計画の策定について (2) 計画策定スケジュールについて (3) アンケート調査及びヒアリング調査について (4) その他
平成 26 年 10 月 28 日	平成 26 年度第 2 回今治市障害者施策推進協議会 (1) アンケート調査及びヒアリング調査結果について (2) その他
平成 26 年 12 月 2 日	平成 26 年度第 3 回今治市障害者施策推進協議会 (1) アンケート調査結果について (2) 障害者計画及び第 4 期障害福祉計画骨子（案）について (3) その他
平成 27 年 1 月 20 日	平成 26 年度第 4 回今治市障害者施策推進協議会 (1) 障害者計画及び第 4 期障害福祉計画（素案）について (2) その他
平成 27 年 2 月 20 日	平成 26 年度第 5 回今治市障害者施策推進協議会 (1) 障害者計画及び第 4 期障害福祉計画（案）について (2) パブリックコメントの実施について (3) その他
平成 27 年 3 月 19 日	平成 26 年度第 6 回今治市障害者施策推進協議会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 障害者計画及び第 4 期障害福祉計画（案）確認について (3) その他

(4) 用語解説

あ

アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす用語。利用のしやすさ。

アスペルガー症候群

言語発達や認知発達に遅れはないが、社会性や興味の関心が限定される障害。「言葉と知能の遅れのない自閉症」と言われることもある。成長とともに人間関係の障害、固定化または儀式化された行動やくせ、非機能的な儀式への執着が見られる。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組みのこと。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。1998（平成 10）年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

か

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。Learning Disabilities を訳した教育上の用語。

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉等、様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

広汎性発達障害

自閉症やアスペルガー症候群、レット障害等を含む、社会性に関係する領域にみられる発達障害の総称。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮のこと。

さ

自閉症

脳機能になんらかの質的な障害があると考えられ、「人間関係を作ることが苦手」「コミュニケーションのとり難さ」「特定のものへのこだわりや想像力の乏しさ」といった共通の特徴があり、通常3歳位までに症状が現れる。

社会モデル

不利益を個人の特徴と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると捉える。2006年に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくもの。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障害のある人のために手話通訳を行う人。

障害者基本法

障害のある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障害者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者と定義された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。

障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障害者福祉の増進を図るため12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日

までの1週間が「障害者週間」と定められた。

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称、「障害者総合支援法」）に改題されたもの。正式名称は「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」。（平成24年法律第51号）施行日は平成25年4月1日。

障害者の権利に関する条約

2006年12月、国連総会において採択され、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

身体障害

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、脳性麻痺、内部障害等がある。

精神障害

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障害により、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障害、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援従事者。

た

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村及び都道府県が主体となって取り組む様々な事業の総称。

地域生活への移行

入所施設で生活する障害のある人や、治療の必要性が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障害のある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

知的障害

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断等）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に釣り合いなな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の障害のある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来のもう・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な

難病

昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、とされている。

ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むために必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥住宅改修費の6種類がある。

ネブライザー（吸入器）

のどや気管の病気の際に、薬液を霧状にして口や鼻から吸収させる装置。

は

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

ピアサポート

同じ立場にある当事者同士がお互いの経験を語り合い、問題（障害の悩み、症状等）の解決に向けて協同して相互に支援する取組のこと。

P D C A サイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

福祉教育

学校の児童生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。

訪問看護ステーション

自宅で療養する人に対して訪問看護を行う目的で運営される事業所。看護師・保健師・助産師・理学療法士等が所属し、医師や関係機関と連携して在宅ケアを行う。訪問看護事業所。

補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

や

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

ら

ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期等に分けられる。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童及びその家族、障害に関し心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療または訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

レスパイト

本来の休息、息抜きという意味から、福祉では介護からの一時的な解放という意味で使われる。レスパイトサービス（レスパイトケア）とは、障害のある人等を介護する家族等を、一時的に、一定期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、介護負担を軽減する援助である。

今治市障害者計画 第4期今治市障害福祉計画

発行年月：平成27年3月

発 行：今治市

編 集：今治市 健康福祉部 障害福祉課
〒794-8511

愛媛県今治市別宮町1-4-1

T E L：0898-36-1527

F A X：0898-32-5267
